

# 質 問 回 答 書

2024 年 4 月 11 日

「パプアニューギニア国電化政策実施促進アドバイザー業務」

(公示日:2024 年 4 月 3 日／公示番号:23a00625)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	21 (5)対象国の便宜供与	現地の治安状況に懸念があるのですが、安全対策にかかる便宜供与はありますでしょうか。 (例:外出時のポリスエスコート等)	JICA パプアニューギニア事務所から安全情報(アラート)の提供の他、日の出・日没後等の移動時には事務所で備上しているエスコート車両を提供することは可能です。
2	23 (6)旅費(航空賃)について	見積りに計上する航空券のクラスにつきまして、現行ガイドライン上の規定ですと、大洋州地域はパラオ、ミクロネシアを除く国々では B 地域指定となり、特号～3号までは C:ビジネスクラスの利用が認められるものと理解しております。 しかしながら、プロポーザル用の見積書の様式では、旅費(航空賃、その他)シートで国名を入力しますと、パラオ、ミクロネシア以外の大洋州の国でもパプアニューギニアのみ A 地域として自動選択されてしまいます。 パプアニューギニアでは、過去数年ほど直行便は運航しておらず、航空時間も8時間以上かかってしまいますので、B 地域となる認識なのですが、ご確認いただけますでしょうか。	ご理解のとおりパプアニューギニア国は B 地域になりますので、大変お手数ですが、見積書様式の【国・地域マスタ】シートにてパプアニューギニアの地域を B に変更後、旅費(航空賃、その他)シートの国名を選択していただくようお願いいたします。 見積書様式は追って修正させていただきます。

以 上